

令和3年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第204回国会(常会)提出

令和3年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
（二）歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	26
3 地方特例交付金等	26
4 地 方 交 付 税	28
5 国 庫 支 出 金	29
6 地 方 債	30
7 使用料及び手数料	33
8 雑 収 入	33
9 復旧・復興事業一般財源充当分	33
10 全国防災事業一般財源充当分	33
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	34
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	34
（二）歳出の概要	38
1 給 与 関 係 経 費	38
2 一 般 行 政 経 費	39
3 公 債 費	42
4 維 持 補 修 費	43
5 投 資 的 経 費	43
6 公 営 企 業 繰 出 金	48
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	49
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	49

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	55
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 歳入の概要	55
1 震災復興特別交付税	55
2 一般財源充当分	56
3 国庫支出金	56
4 地方債	57
5 雑収入	58
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	59
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	59
(二) 歳出の概要	60
1 給与関係経費	60
2 一般行政経費	60
3 公債費	61
4 投資的経費	62
5 公営企業繰出金	63
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	63
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	67
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	67
(二) 歳入の概要	67
1 地方税	67
2 一般財源充当分	68
3 雑収入	68
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	69
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	69
(二) 歳出の概要	70
公債費	70

策 定 方 針

令和3年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和3年度地方税制改正では、令和3年度評価替えに際しての固定資産税等の負担調整措置や車体課税の見直しなどの税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、令和2年度に講じた令和4年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② これに基づき、令和3年度の財源不足見込額10兆1,222億円については、次の補填措置を講ずる。

ア. 地方交付税については、令和元年度分の精算による4,811億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により2兆1,915億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,092億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める「乖離是正分加算額」の前倒し2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額1兆7,169億円）増額する。

また、令和2年度の交付税特別会計借入金の償還予定額5,000億円のうち国の加算により償還財源を確保した分を控除した額2,500億円を繰り延べた上で令和3年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、令和3年度の交付税特別会計借入金の償還予定額6,000億円を繰り延べる。このほか、交付税特別会計剰余金1,500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆4,796億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を7,700億円増発する。

③ 交付税特別会計借入金については、令和3年度は償還を繰り延べた上で、令和4年度は1,000億円、令和5年度は3,000億円、令和6年度は5,000億円を償還、令和7年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和38年度までは各年度1兆円

を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

- ④ 上記の結果、令和3年度の地方交付税については、17兆4,385億円（前年度比8,503億円、5.1%増）を確保する。
- (3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、13兆6,372億円（普通会計分11兆2,407億円、公営企業会計等分2兆3,965億円）とする。
- (4) 地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - ① 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、一般行政経費に新たに「地域デジタル社会推進費」を2,000億円計上する。
 - ② 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）計上する。
 - ③ 「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円（前年度同額）計上する。
 - ④ 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災、国土強靱化を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円（前年度同額）、4,000億円（前年度比1,000億円、33.3%増）を計上することとしており、全体で前年度に比し1.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - ⑤ 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑥ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑦ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の平年度化に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - ⑧ 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。
 - ⑨ 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。
- (5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,326億円を確保する。また、一般財源充当分として2億円を計上する。
- ② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、11億円（普通会計分8億円、公営企業会計等分3億円）とする。

- ③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費3,328億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として744億円を計上するとともに、一般財源充当分として345億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は89兆8,060億円であり、前年度に比し、9,337億円（1.0%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

				(単位 億円)	
区	分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	地方税	382,704	409,366	△ 26,662	△ 6.5
II	地方譲与税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
1	地方揮発油譲与税	2,292	2,389	△ 97	△ 4.1
2	石油ガス譲与税	45	63	△ 18	△ 28.6
3	自動車重量譲与税	2,806	2,845	△ 39	△ 1.4
4	航空機燃料譲与税	178	154	24	15.6
5	特別とん譲与税	114	126	△ 12	△ 9.5
6	森林環境譲与税	400	400	0	0.0
7	特別法人事業譲与税	12,627	20,109	△ 7,482	△ 37.2
III	地方特例交付金等	3,577	2,007	1,570	78.2
IV	地方交付税	174,385	165,882	8,503	5.1
V	国庫支出金	147,631	152,157	△ 4,526	△ 3.0
1	義務教育職員給与費負担金	15,164	15,221	△ 57	△ 0.4
2	その他普通補助負担金等	103,371	103,433	△ 62	△ 0.1
(ア)	生活扶助費等負担金	13,308	13,298	10	0.1
(イ)	医療扶助費等負担金	14,533	14,549	△ 16	△ 0.1
(ウ)	介護扶助費等負担金	792	774	18	2.3
(エ)	児童保護費等負担金	1,360	1,361	△ 1	△ 0.1
(オ)	障害者自立支援給付費等負担金	15,643	15,124	519	3.4
(カ)	児童手当等交付金	12,949	13,262	△ 313	△ 2.4
(キ)	公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	4,093	4,198	△ 105	△ 2.5
(ク)	子どものための教育・保育給付交付金	13,932	13,379	553	4.1
(ケ)	その他の補助負担金等	26,761	27,488	△ 727	△ 2.6
3	公共事業費補助負担金	26,711	31,087	△ 4,376	△ 14.1
(ア)	普通建設事業費補助負担金	26,439	30,811	△ 4,372	△ 14.2
(イ)	災害復旧事業費補助負担金	272	276	△ 4	△ 1.4
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	291	291	0	0.0
5	施設等所在市町村調整交付金	74	74	0	0.0
6	交通安全対策特別交付金	526	543	△ 17	△ 3.1
7	電源立地地域対策等交付金	1,079	1,084	△ 5	△ 0.5
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	361	370	△ 9	△ 2.4
9	石油貯蔵施設立地対策等交付金	54	54	0	0.0
VI	地方債	112,407	92,783	19,625	21.2
VII	使用料及び手数料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
VIII	雑収入	43,754	43,776	△ 22	△ 0.1
IX	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 2	△ 86	84	△ 97.7
X	全国防災事業一般財源充当分	△ 345	△ 335	△ 10	3.0
	歳入合計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	382,704	42.6	409,366	45.1
2 地 方 譲 与 税	18,462	2.1	26,086	2.9
3 地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	0.4	2,007	0.2
4 地 方 交 付 税	174,385	19.4	165,882	18.3
5 国 庫 支 出 金	147,631	16.4	152,157	16.8
6 地 方 債	112,407	12.5	92,783	10.2
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	1.7	15,761	1.7
8 雑 収 入	43,754	4.9	43,776	4.8
歳 入 合 計	898,407	100.0	907,818	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充充分及び全国防災事業一般財源充充分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税17兆1,980億円、市町村税21兆724億円、合わせて38兆2,704億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆4,690億円(7.9%)減少、市町村税は1兆1,972億円(5.4%)減少、合わせて2兆6,662億円(6.5%)減少している。なお、「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第26号)により創設された徴収の猶予制度の特例及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)により創設された納税の猶予制度の特例(以下「令和2年度徴収猶予の特例等」という。)の適用に伴う地方税の令和3年度収入見込額を除くと、38兆802億円であり、前年度に比し、2兆8,564億円(7.0%)減少している。

地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和2年度当初見込額 (A)	令和3年度				比 較	
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	令和2年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	52,768	51,808	49,235	-	49,235	△ 3,533	93.3
ア 個人均等割	645	689	637	-	637	△ 8	98.8
イ 所得割	44,447	44,982	42,540	1	42,541	△ 1,906	95.7
ウ 法人均等割	1,446	1,467	1,439	-	1,439	△ 7	99.5

税 目	令和3年度						比 較	
	令和2年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和2年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	(D) - (A)		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(B) + (C)	(D) - (A)	(%)	
エ 法人税割	3,265	1,115	1,064	△ 1	1,063	△ 2,202	32.6	
オ 利子割	416	316	316	-	316	△ 100	76.0	
カ 配当割	1,636	1,566	1,566	-	1,566	△ 70	95.7	
キ 株式等譲渡所得割	913	1,673	1,673	-	1,673	760	183.2	
2 事業税	43,406	34,913	34,261	△ 6	34,255	△ 9,151	78.9	
ア 個人	2,157	1,796	1,722	-	1,722	△ 435	79.8	
イ 法人	41,249	33,117	32,539	△ 6	32,533	△ 8,716	78.9	
3 地方消費税	58,210	57,496	57,496	-	57,496	△ 714	98.8	
ア 譲渡割	42,386	44,323	44,323	-	44,323	1,937	104.6	
イ 貨物割	15,824	13,173	13,173	-	13,173	△ 2,651	83.2	
4 不動産取得税	4,257	3,993	3,791	-	3,791	△ 466	89.1	
5 道府県たばこ税	1,435	1,424	1,424	-	1,424	△ 11	99.2	
6 ゴルフ場利用税	411	410	404	-	404	△ 7	98.3	
7 軽油引取税	9,641	9,358	9,296	4	9,300	△ 341	96.5	
8 自動車税	16,508	16,548	16,368	△ 302	16,066	△ 442	97.3	
ア 環境性能割	1,214	1,234	1,234	△ 302	932	△ 282	76.8	
イ 種別割	15,294	15,314	15,134	-	15,134	△ 160	99.0	
9 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
10 固定資産税(特例分等)	76	72	72	-	72	△ 4	94.7	
道府県普通税計	186,715	176,025	172,350	△ 304	172,046	△ 14,669	92.1	
II 目的税								
1 狩猟税	7	7	7	-	7	0	100.0	
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0	100.0	
III 道府県税小計	186,722	176,032	172,357	△ 304	172,053	△ 14,669	92.1	
IV 東日本大震災による減免等	△ 52	△ 73	△ 73	-	△ 73	△ 21	140.4	
V 道府県税計	186,670	175,959	172,284	△ 304	171,980	△ 14,690	92.1	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	100,107	95,110	90,595	△ 5	90,590	△ 9,517	90.5	
ア 個人均等割	1,926	2,013	1,900	-	1,900	△ 26	98.7	
イ 所得割	81,424	82,038	77,939	2	77,941	△ 3,483	95.7	
ウ 法人均等割	4,362	4,392	4,273	-	4,273	△ 89	98.0	
エ 法人税割	12,395	6,667	6,483	△ 7	6,476	△ 5,919	52.2	
2 固定資産税	93,560	95,775	91,506	-	91,506	△ 2,054	97.8	
ア 土地	34,967	36,408	34,852	-	34,852	△ 115	99.7	
イ 家屋	40,275	41,215	39,201	-	39,201	△ 1,074	97.3	
ウ 償却資産	17,453	17,274	16,575	-	16,575	△ 878	95.0	
エ 交付金	865	878	878	-	878	13	101.5	
3 軽自動車税	2,873	3,160	2,297	△ 36	2,891	18	100.6	
ア 環境性能割	118	129	129	△ 36	93	△ 25	78.8	
イ 種別割	2,755	3,031	2,798	-	2,798	43	101.6	
4 市町村たばこ税	8,786	8,721	8,721	-	8,721	△ 65	99.3	

税目	令和2年 度当初見 込額 (A)	令和3年度				比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	令和2年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)		
		5 鉱産税	15	17	17	-	17	
6 特別土地保有税	2	1	1	-	1	△ 1	50.0	
市町村普通税計	205,343	202,784	193,767	△ 41	193,726	△ 11,617	94.3	
II 目的税								
1 入湯税	230	139	139	-	139	△ 91	60.4	
2 事業所税	3,884	3,961	3,899	-	3,899	15	100.4	
3 都市計画税	13,431	13,795	13,228	-	13,228	△ 203	98.5	
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	-	
市町村目的税計	17,545	17,895	17,266	-	17,266	△ 279	98.4	
III 市町村税小計	222,888	220,679	211,033	△ 41	210,992	△ 11,896	94.7	
IV 東日本大震災による減免等	△ 192	△ 268	△ 268	-	△ 268	△ 76	139.6	
V 市町村税計	222,696	220,411	210,765	△ 41	210,724	△ 11,972	94.6	

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	令和2年 度当初見 込額 (A)	令和3年度				比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	令和2年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)			
		道府県税	151,424	136,938	△ 158	136,780	△ 14,644	
市町村税	257,942	246,111	△ 187	245,924	△ 12,018	95.3		
合計	409,366	383,049	△ 345	382,704	△ 26,662	93.5		

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は38兆3,448億円である。

附 表 令和3年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
軽油引取税	4		4
課税免除の特例措置の見直し	4		4
車体課税	△ 302	△ 36	△ 338
自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の 臨時的軽減 (R3. 4. 1からR3. 12. 31までの間に取得した自 家用乗用車のみ)	△ 298	△ 36	△ 334
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る 自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の拡充	△ 4		△ 4
合 計	△ 298	△ 36	△ 334
国税の税制改正に伴うもの	△ 6	△ 5	△ 11
個人住民税	1	2	3
法人住民税	△ 1	△ 7	△ 8
法人事業税	△ 6		△ 6
再 計	△ 304	△ 41	△ 345

(注) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は初年度△6億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人 1 均等割 (令和3年度課税見込人員63,426千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕		
		2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和3年度課税標準見込1,311,877億円)	2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="986 589 1406 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)				
府	通	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)		
県	民				
税	税				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	府	<p>〔 6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>〔 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
			<p>（ハ） 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p> <p>（ハ） 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4</p>
府	通	県	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和3年度課税標準見込額6,324億円）</p> <p>3 利子割 一定税率 100分の5</p>
			<p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和3年度課税標準見込額31,324億円）</p> <p>4 配当割 一定税率 100分の5</p>
県	民	税	<p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和3年度課税標準見込額33,467億円）</p> <p>5 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5</p>
			<p>法 人</p> <p>1 均等割 （令和3年度納税義務者見込数3,203千人）</p> <p>法 人</p> <p>1 均等割 標準税率</p> <p>（イ） 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円</p> <p>（ロ） 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円</p> <p>（ハ） 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円</p> <p>（ニ） 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円</p> <p>（ホ） 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道 府 民 税	道 府 民 税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の1 制限税率 100分の2	
		法 人 1 2、3に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）及び所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法 人 標準税率 1 2、3に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 年400万円以下 100分の0.4 年400万円超800万円以下 100分の0.7 年800万円超 100分の1 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の1 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7] 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7] ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7	
道 府 普 通 業 税	普 通 業 税	2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入金額	2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の1	
		3 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等） (1) 1(1)に掲げる法人 収入金額、付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）及び資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）	3 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）を行う法人 (1) 1(1)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 付加価値割 100分の0.37 資本割 100分の0.15	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	<p>※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。</p> <p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得</p> <p>個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得）</p> <p>事業主控除 年290万円</p>	<p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍 (1 (1)の所得割については標準税率の1.7倍)</p> <p>個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍</p>
		<p>1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>1 譲渡割 一定税率 78分の22</p> <p>2 貨物割 一定税率 78分の22</p> <p>※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)</p>
		<p>取得した土地又は家屋の価格</p> <p>(イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。</p> <p>(ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。</p> <p>(ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。</p> <p>(ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。</p>	<p>標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3</p>
		<p>道たばこ 府ばこ 県税</p> <p>小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数</p>	<p>一定税率 (令和2年10月1日～令和3年9月30日) 1,000本につき 1,000円 (令和3年10月1日以降) 1,000本につき 1,070円</p>
	ゴルフ ル フ 場 税	<p>利用日数</p>	<p>標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																																													
道	普	軽引取油税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円																																																												
			府	自	自動車	通	車	税	税	1 環境性能割 自動車の取得価額	乗用車																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)</td> <td>2030 年度燃費基準 85% 達成</td> <td rowspan="2">100 分の 1</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 75% 達成</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車</td> <td>2030 年度燃費基準 65% 達成</td> <td rowspan="2">100 分の 2</td> <td>100 分の 0.5</td> </tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 60% 達成</td> <td>100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車</td> <td></td> <td>100 分の 3</td> <td>100 分の 2</td> </tr> </tbody> </table>	区分									税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)	2030 年度燃費基準 85% 達成	100 分の 1	非課税	2030 年度燃費基準 75% 達成	上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車	2030 年度燃費基準 65% 達成	100 分の 2	100 分の 0.5	2030 年度燃費基準 60% 達成	100 分の 1	上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2	<p>(注) ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減 (★★★★) 又は H17 規制から NOx75%低減 (★★★★★) のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p> <p>標準税率</p> <p>1 乗用車 (三輪の小型自動車を除く。)</p> <p>営業用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>40,700円</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	7,500円	1 リットル超		1.5リットル以下	8,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	9,500円	2 リットル超		2.5リットル以下	13,800円	2.5リットル超		3 リットル以下	15,700円	3 リットル超		3.5リットル以下	17,900円	3.5リットル超		4 リットル以下	20,500円	4 リットル超		4.5リットル以下
区分			税率																																																													
		自家用	営業用																																																													
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税																																																													
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合又は H21 規制適合)	2030 年度燃費基準 85% 達成	100 分の 1	非課税																																																													
	2030 年度燃費基準 75% 達成																																																															
上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車	2030 年度燃費基準 65% 達成	100 分の 2	100 分の 0.5																																																													
	2030 年度燃費基準 60% 達成		100 分の 1																																																													
上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2																																																													
総排気量	税額 (年額)																																																															
1 リットル以下	7,500円																																																															
1 リットル超																																																																
1.5リットル以下	8,500円																																																															
1.5リットル超																																																																
2 リットル以下	9,500円																																																															
2 リットル超																																																																
2.5リットル以下	13,800円																																																															
2.5リットル超																																																																
3 リットル以下	15,700円																																																															
3 リットル超																																																																
3.5リットル以下	17,900円																																																															
3.5リットル超																																																																
4 リットル以下	20,500円																																																															
4 リットル超																																																																
4.5リットル以下	23,600円																																																															
4.5リットル超																																																																
6 リットル以下	27,200円																																																															
6 リットル超	40,700円																																																															
県	税	2 種別割 自動車の台数																																																														

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																			
道	普	自	自家用																																			
			<table border="0"> <tr> <td>総排気量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>30,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>43,500円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>75,500円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>110,000円</td> </tr> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	25,000円	1 リットル超		1.5リットル以下	30,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	36,000円	2 リットル超		2.5リットル以下	43,500円	2.5リットル超		3 リットル以下	50,000円	3 リットル超		3.5リットル以下	57,000円	3.5リットル超		4 リットル以下	65,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	75,500円	4.5リットル超		6 リットル以下
総排気量	税額 (年額)																																					
1 リットル以下	25,000円																																					
1 リットル超																																						
1.5リットル以下	30,500円																																					
1.5リットル超																																						
2 リットル以下	36,000円																																					
2 リットル超																																						
2.5リットル以下	43,500円																																					
2.5リットル超																																						
3 リットル以下	50,000円																																					
3 リットル超																																						
3.5リットル以下	57,000円																																					
3.5リットル超																																						
4 リットル以下	65,500円																																					
4 リットル超																																						
4.5リットル以下	75,500円																																					
4.5リットル超																																						
6 リットル以下	87,000円																																					
6 リットル超	110,000円																																					
府	通	動	2 トラック (三輪の小型自動車を除く。) 営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	6,500円	1 トン超 2 トン以下	9,000円	2 トン超 3 トン以下	12,000円	3 トン超 4 トン以下	15,000円	4 トン超 5 トン以下	18,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円	7 トン超 8 トン以下	29,500円	8 トン超	29,500円	に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	6,500円																																					
1 トン超 2 トン以下	9,000円																																					
2 トン超 3 トン以下	12,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	15,000円																																					
4 トン超 5 トン以下	18,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	22,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	25,500円																																					
7 トン超 8 トン以下	29,500円																																					
8 トン超	29,500円																																					
に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700円を加算した額																																						
県	車	税	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	8,000円	1 トン超 2 トン以下	11,500円	2 トン超 3 トン以下	16,000円	3 トン超 4 トン以下	20,500円	4 トン超 5 トン以下	25,500円	5 トン超 6 トン以下	30,000円	6 トン超 7 トン以下	35,000円	7 トン超 8 トン以下	40,500円	8 トン超	40,500円	に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	8,000円																																					
1 トン超 2 トン以下	11,500円																																					
2 トン超 3 トン以下	16,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	20,500円																																					
4 トン超 5 トン以下	25,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	30,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	35,000円																																					
7 トン超 8 トン以下	40,500円																																					
8 トン超	40,500円																																					
に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300円を加算した額																																						
税			けん引自動車																																			
			営業用																																			
			小型自動車 年額 7,500円																																			
			普通自動車 年額 15,100円																																			
			自家用																																			
			小型自動車 年額 10,200円																																			
			普通自動車 年額 20,600円																																			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	被けん引自動車
			営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トン までごとに3,800円を加算した額 (年額) 自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)
府	通	動	※ トラックのうち最大乗車定員が4人 以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額。
			営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 1.5リットル以下 4,700円 1.5リットル超 6,300円 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円
県	車	税	3 バス (三輪の小型自動車を除く。)
			営業用 一般乗合用(路線定期運行の用に供す るもの) 乗車定員 税額(年額) 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額(年額) 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額(年額) 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円
税			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 税	自 動 車 税	4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		鉱 区 税	一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
		税 (特例分等) 固定資産税	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4
	税 目 的 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
道	目		6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3				
府	的		7 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除				
県	税		③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率				
税	税						
市	市	個 人 1 均等割 (令和3年度課税見込人員63,426千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額3,500円 〔 本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額 〕				
町	普	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和3年度課税標準見込額1,312,279億円)	2 所得割 (イ)				
村	町		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)
	標準税率						
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)						
村	通						
民	村	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・ 課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) 〔 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 〕				
税	税						

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市		<p>2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)</p> <p>2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p> <p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)</p> <p>6,000万円を超える場合 144万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円)と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p>
		町		<p>・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2)</p> <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
町	通	村		
村	税	民		
	税	税		
			(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市	法 人
			1 均等割 (令和3年度納税義務者見込数3,683千人)
町	通	町	法 人
			1 均等割 標準税率
村	税	村	(イ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 50,000円
民	税	民	(ロ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 120,000円
税	税	税	(ハ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人
			年額 130,000円
税	税	税	(ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 150,000円
税	税	税	(ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人
			年額 160,000円
税	税	税	(ヘ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 400,000円
税	税	税	(ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 410,000円
税	税	税	(チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																								
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が 年額 50億円を超え、か 3,000,000円 つ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準 備金を加えた額を下回る場合には当 該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の6 制限税率 100分の8.4																								
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え)	標準税率	100分の1.4																						
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの)	一定率	100分の1.4																						
町	通	軽自動車税	1 環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得価額 乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む)</td> <td>2030年度燃費基準75%達成(2020年度基準達成車に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準60%達成(2020年度基準達成車に限る)</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2030年度燃費基準55%達成</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td></td> <td>100分の2</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> (注) ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む)に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。 標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(=に掲げるものを除く。) 年額 2,000円		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税	ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む)	2030年度燃費基準75%達成(2020年度基準達成車に限る)	非課税	非課税	2030年度燃費基準60%達成(2020年度基準達成車に限る)	100分の1	100分の0.5		2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の1	上記以外の車		100分の2	100分の2
			区分	税率																							
自家用	営業用																										
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税																									
ガソリン車(ガソリンハイブリッド車を含む)	2030年度燃費基準75%達成(2020年度基準達成車に限る)	非課税	非課税																								
	2030年度燃費基準60%達成(2020年度基準達成車に限る)	100分の1	100分の0.5																								
	2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の1																								
上記以外の車		100分の2	100分の2																								
村	税	2 種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数																									

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率			
市 町 村 税	普 通 税	軽 自 動 車	(ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 (ニ) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (ロ) 三輪のもの 年額 3,900円 (ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍			
			市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 (令和2年10月1日～令和3年9月30日) 1,000本につき 6,122円 (令和3年10月1日以降) 1,000本につき 6,552円	
			鉦産税	鉦物の価格	標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)	
			特別有土地税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	
			目 的 税	入湯税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
				事業所税	1 資産割 事業所床面積	一定税率 1平方メートルにつき 600円
					2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 100分の0.25
			都計画市税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 町 村 税	水 地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	共 施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	宅 開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、1兆8,462億円であり、前年度に比し、7,624億円（29.2%）減少している。なお、令和2年度徴収猶予の特例等の適用に伴う地方譲与税の令和3年度収入見込額を除くと、1兆8,219億円であり、前年度に比し、7,867億円（30.2%）減少している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)							
	令和2年度 当初見込額	令和3年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
		現行法による収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法による収入 見込額 (B)+(C)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)			
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)				
1 地方揮発油譲与税	2,389	2,292	-	2,292	△	97	95.9	
2 石油ガス譲与税	63	45	-	45	△	18	71.4	
3 自動車重量譲与税	2,845	2,806	-	2,806	△	39	98.6	
4 航空機燃料譲与税	154	178	-	178		24	115.6	
5 特別とん譲与税	126	114	-	114	△	12	90.5	
6 森林環境譲与税	400	400	-	400		0	100.0	
7 特別法人事業譲与税	20,109	12,633	△	6	12,627	△	7,482	62.8
合 計	26,086	18,468	△	6	18,462	△	7,624	70.8

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、3,577億円であり、前年度に比し、1,570億円（78.2%）増加している。

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、個人住民税減収補填特例交付金として1,813億円を計上している。

(2) 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減を延長し、令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減することとなったことに伴い、令和3年度分の地方税の減収額の全額を補填するため、自動車税減収補填特例交付金として298億円、軽自動車税減収補填特例交付金として53億円を計上している。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を講じたこと並びに生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を拡充及び延長したことに伴い、令和3年度分の地方税の減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として1,413億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、17兆4,385億円であり、前年度に比し、8,503億円(5.1%)増加している。
地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度			増減額	
		当 初	補 正	最 終	対前年度 当初	対前年度 最終
		(B)		(C)	(A)-(B)	(A)-(C)
所得税(a)	18,667,000	19,529,000	△ 1,033,000	18,496,000	△ 862,000	171,000
法人税(b)	8,997,000	12,065,000	△ 4,024,000	8,041,000	△ 3,068,000	956,000
酒 税(c)	1,176,000	1,265,000	△ 122,000	1,143,000	△ 89,000	33,000
消費 税(d)	20,284,000	21,719,000	△ 2,446,000	19,273,000	△ 1,435,000	1,011,000
地方交付税(e)	15,591,221	15,608,535	422,100	16,030,635	△ 17,314	△ 439,414
(1) (a)×33.1%	6,178,777	6,464,099	△ 341,923	6,122,176	△ 285,322	56,601
(2) (b)×33.1%	2,978,007	3,993,515	△ 1,331,944	2,661,571	△ 1,015,508	316,436
(3) (c)×50%	588,000	632,500	△ 61,000	571,500	△ 44,500	16,500
(4) (d)×19.5%	3,955,380	4,235,205	△ 476,970	3,758,235	△ 279,825	197,145
(5) 精算分等	△ 300,442	△ 235,484	-	△ 235,484	△ 64,958	△ 64,958
(6) 法定加算等	474,600	518,700	-	518,700	△ 44,100	△ 44,100
(7) 臨時財政対策 特例加算額	1,716,899	-	865,119	865,119	1,716,899	851,781
(8) 臨時財政対策 債振替加算額	-	-	1,768,819	1,768,819	-	△ 1,768,819
地方法人税(f)	1,323,200	1,456,400	△ 422,100	1,034,300	△ 133,200	288,900
地方法人税過年度精算分(g)	-	-	-	-	-	-
返 還 金(h)	54	382	-	382	△ 329	△ 329
特別会計借入金償還(i)	-	△ 500,000	250,000	△ 250,000	500,000	250,000
借入金等利子充当分(j)	△ 76,000	△ 77,100	-	△ 77,100	1,100	1,100
剰余金の活用(k)	150,000	100,000	-	100,000	50,000	50,000
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用(1)	200,000	-	-	-	200,000	200,000
前年度からの繰越金(m)	250,000	-	-	-	250,000	250,000
翌年度への繰越金(n)	-	-	△ 250,000	△ 250,000	-	250,000
合 計(e)～(n)	17,438,474	16,588,217	0	16,588,217	850,257	850,257

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、14兆7,631億円であり、前年度に比し、4,526億円（3.0%）減少している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 普通補助負担金等	11,853,463	11,865,367	△ 11,904
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,516,381	1,522,141	△ 5,760
(2) その他普通補助負担金等	10,337,082	10,343,226	△ 6,144
(ア) 生活扶助費等負担金	1,330,777	1,329,794	983
(イ) 医療扶助費等負担金	1,453,326	1,454,916	△ 1,590
(ウ) 介護扶助費等負担金	79,184	77,361	1,823
(エ) 児童保護費等負担金	135,977	136,060	△ 83
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,564,314	1,512,407	51,907
(カ) 児童手当等交付金	1,294,923	1,326,160	△ 31,237
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	409,252	419,793	△ 10,541
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,393,168	1,337,862	55,306
(ケ) その他の補助負担金等	2,676,161	2,748,873	△ 72,712
2 公共事業費補助負担金	2,671,093	3,108,660	△ 437,567
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,643,853	3,081,025	△ 437,172
(2) 災害復旧事業費補助負担金	27,240	27,635	△ 395
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,140	29,140	0
4 施設等所在市町村調整交付金	7,400	7,400	0
5 交通安全対策特別交付金	52,627	54,311	△ 1,684
6 電源立地地域対策等交付金	107,900	108,385	△ 485
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	36,105	37,008	△ 903
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,421	5,386	35
合 計	14,763,149	15,215,657	△ 452,508

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、11兆2,407億円であり、前年度に比し、1兆9,625億円(21.2%)増加している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)
一	一般会計債	55,418	59,071	△ 3,653
1	公共事業等	16,098	16,195	△ 97
2	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	4,778	△ 4,778
3	公営住宅建設事業	1,103	1,110	△ 7
4	災害復旧事業	1,141	1,148	△ 7
5	教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8
	(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0
	(2) 社会福祉施設	371	373	△ 2
	(3) 一般廃棄物処理	639	639	0
	(4) 一般補助施設等	549	552	△ 3
	(5) 施設(一般財源化分)	537	540	△ 3
6	一般単独事業	27,724	26,807	917
	(1) 一般	2,322	2,605	△ 283
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	900	200
7	辺地及び過疎対策事業	4,888	4,561	327
	(1) 辺地対策	469	466	3
	(2) 過疎対策	4,419	4,095	324
8	公共用地先行取得等事業	345	345	0
9	行政改革推進	700	700	0
10	調 整	100	100	0
公	営企業債	1,393	1,514	△ 121
1	水道事業(上水道分)	527	665	△ 138
2	交通事業	311	329	△ 18
3	病院事業・介護サービス事業	555	520	35
臨	時財政対策債	54,796	31,398	23,399
退	職手当債	800	800	0
	合 計	112,407	92,783	19,625

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

令和3年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 令和3年度地方債計画
(通常収支分)

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一 一般会計債			(単位 億円)
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	4,778	△ 4,778
3 公営住宅建設事業	1,103	1,110	△ 7
4 災害復旧事業	1,141	1,148	△ 7
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8
(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0
(2) 社会福祉施設	371	373	△ 2
(3) 一般廃棄物処理	639	639	0
(4) 一般補助施設等	549	552	△ 3
(5) 施設(一般財源化分)	537	540	△ 3
6 一般単独事業	27,724	26,807	917
(1) 一般	2,322	2,605	△ 283
(2) 地域活性化	690	690	0
(3) 防災対策	871	871	0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000
(9) 緊急浚渫推進	1,100	900	200
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,210	310
(1) 辺地対策	520	510	10
(2) 過疎対策	5,000	4,700	300
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0
9 行政改革推進	700	700	0
10 調整	100	100	0
計	56,050	59,720	△ 3,670

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	5,258	5,570	△ 312
2 工 業 用 水 道 事 業	303	338	△ 35
3 交 通 事 業	1,739	1,562	177
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	195	260	△ 65
5 港 湾 整 備 事 業	571	555	16
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,637	3,599	38
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	375	343	32
8 地 域 開 発 事 業	658	708	△ 50
9 下 水 道 事 業	11,934	12,383	△ 449
10 観 光 そ の 他 事 業	56	100	△ 44
計	24,726	25,418	△ 692
合 計	80,776	85,138	△ 4,362
三 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	31,398	23,399
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(241)	(247)	(△ 6)
総 計	136,372	117,336	19,037
	(241)	(247)	(△ 6)
内 訳 { 普 通 会 計 分	112,407	92,783	19,625
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	23,965	24,553	△ 588
資 金 区 分			
公 的 資 金	58,662	47,547	11,115
財 政 融 資 資 金	36,839	29,326	7,513
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	21,823	18,221	3,602
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(241)	(247)	(△ 6)
民 間 等 資 金	77,710	69,789	7,922
市 場 公 募	44,700	38,500	6,200
銀 行 等 引 受	33,010	31,289	1,722

その他同意等の見込まれる項目

- 1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 地方税等、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額1億円を減額計上して、前年度に比し、274億円の減少を見込み、1兆5,487億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、22億円の減少を見込み、4兆3,754億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、2億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、345億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、89兆8,060億円であり、前年度に比し、9,337億円（1.0%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	給与関係経費	201,540	202,876	△ 1,336	△ 0.7
1	給与費(退職手当を除く)	186,763	187,491	△ 728	△ 0.4
	(7)義務教育教職員	55,611	55,934	△ 323	△ 0.6
	(イ)警察関係職員	23,650	23,635	15	0.1
	(ウ)消防職員	12,505	12,514	△ 9	△ 0.1
	(エ)一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	94,997	95,408	△ 411	△ 0.4
2	退職手当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
3	恩給費	53	62	△ 9	△ 14.5
II	一般行政経費	408,824	403,717	5,107	1.3
1	国庫補助負担金等を伴う もの	229,416	227,126	2,290	1.0
	(7)生活保護費	38,176	38,160	16	0.0
	(イ)児童保護費	10,499	9,678	821	8.5
	(ウ)障害者自立支援給付費	31,286	30,248	1,038	3.4
	(エ)後期高齢者医療給付費	27,186	27,328	△ 142	△ 0.5
	(オ)介護給付費	32,490	31,379	1,111	3.5
	(カ)児童手当等交付金	18,579	19,010	△ 431	△ 2.3
	(キ)子どものための教育・ 保育給付交付金	25,557	24,757	800	3.2
	(ク)その他の一般行政経費	45,643	46,566	△ 923	△ 2.0
2	国庫補助負担金を伴わない もの	148,296	147,510	786	0.5
3	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,912	14,881	31	0.2
4	まち・ひと・しごと創生 事業費	10,000	10,000	0	0.0
5	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
6	地域デジタル社会推進費	2,000	-	2,000	皆増
III	公債費	117,799	116,979	820	0.7
IV	維持補修費	14,694	14,469	225	1.6
V	投資的経費	119,273	127,614	△ 8,341	△ 6.5
1	直轄事業負担金	5,725	6,425	△ 700	△ 10.9
2	公共事業費	51,411	60,052	△ 8,641	△ 14.4
	(7)普通建設事業費	51,053	59,678	△ 8,625	△ 14.5
	(イ)災害復旧事業費	358	374	△ 16	△ 4.3
	(直轄、補助事業計)	57,136	66,477	△ 9,341	△ 14.1

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
3 一般事業費	27,633	27,944	△ 311	△ 1.1
(7) 普通建設事業費	27,247	27,563	△ 316	△ 1.1
(1) 災害復旧事業費	386	381	5	1.3
4 特別事業費	34,504	33,193	1,311	3.9
(7) 過疎対策事業費	11,400	11,088	312	2.8
(1) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(9) 旧合併特例事業費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	935	△ 1	△ 0.1
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費（地方単独事業計）	4,000	3,000	1,000	33.3
	62,137	61,137	1,000	1.6
VI 公営企業繰出金	24,430	24,942	△ 512	△ 2.1
1 収益勘定繰出金	10,843	11,065	△ 222	△ 2.0
2 資本勘定繰出金	13,587	13,877	△ 290	△ 2.1
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5
歳 出 合 計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 1,336	△ 1,261	(7) 生活保護費	16	4
1 給与費 (退職手当を除く)	△ 728	△ 654	(1) 児童保護費	821	411
(7) 給与改定による増減	△ 510	△ 465	(9) 障害者自立支援給付費	1,038	519
(1) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 216	△ 215	(エ) 後期高齢者医療給付費	△ 142	△ 141
(9) 職員数による増減	△ 27	△ 48	(オ) 介護給付費	1,111	1,111
(エ) 特別職の給与改定等による増減	12	12	(カ) 児童手当等交付金	△ 431	△ 119
(オ) その他	13	62	(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	800	247
(a) 共済組合負担金の改定による増減	△ 46	△ 46	(ク) その他の一般行政経費	△ 923	168
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	34	34	2 国庫補助負担金を伴わないもの	786	786
(c) その他	25	74	(7) 一般行政経費	786	786
2 退職手当	△ 599	△ 598	(1) 追加財政需要	0	0
3 恩給費	△ 9	△ 9	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	31	31
II 一般行政経費	5,107	5,017	4 まち・ひと・しごと創生事業費	0	0
1 国庫補助負担金を伴うもの	2,290	2,200	5 地域社会再生事業費	0	0
			6 地域デジタル社会推進費	2,000	2,000
			III 公債費	820	820
			IV 維持補修費	225	225

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
V 投資的経費	△ 8,341	△ 3,965	3 一般事業費	△ 311	△ 311
1 直轄事業負担金	△ 700	△ 700	(ア) 普通建設事業費	△ 316	△ 316
(ア) 治山治水	△ 350	△ 350	(イ) 災害復旧事業費	5	5
(イ) 道路整備	△ 52	△ 52	4 特別事業費	1,311	1,311
(ウ) 農業農村整備	△ 43	△ 43	(ア) 過疎対策事業費	312	312
(エ) その他	△ 255	△ 255	(イ) 地域活性化事業費	0	0
2 公共事業費	△ 8,641	△ 4,265	(ウ) 旧合併特例事業費	0	0
(ア) 普通建設事業費	△ 8,625	△ 4,253	(エ) 防災対策事業費	0	0
(a) 治水治山	△ 710	△ 354	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	△ 1	△ 1
(b) 道路整備	△ 159	△ 63	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	228	213	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	0	0
(d) 住宅都市環境	498	266	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	1,000	1,000
(e) 生活環境施設整備	△ 169	△ 111	(地方単独事業計)	1,000	1,000
(f) 農林水産基盤整備	△ 943	△ 493	VI 公営企業繰出金	△ 512	△ 512
(g) 社会資本総合整備	△ 5,180	△ 2,556	1 収益勘定繰出金	△ 222	△ 222
(h) 推進費等	60	27	2 資本勘定繰出金	△ 290	△ 290
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 13	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	△ 5,300	△ 5,300
(j) その他	△ 2,250	△ 1,169	歳出増減額の合計	△ 9,337	△ 4,976
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 9,341	△ 4,965			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	201,540	22.5	202,876	22.4
2 一般行政経費	408,824	45.5	403,717	44.5
3 公債費	117,799	13.1	116,979	12.9
4 維持補修費	14,694	1.6	14,469	1.6
5 投資的経費	119,273	13.3	127,614	14.1
6 公営企業繰出金	24,430	2.7	24,942	2.7
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	11,500	1.3	16,800	1.8
歳出合計	898,060	100.0	907,397	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 社会保障施策に要する経費 | 22兆 848億円 |
| ② ①のうち社会保障 4 経費に則った範囲の社会保障給付 | 15兆 65億円 |

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算 1%→2.2%) 分	消費税の地方 交付税法定率分	計
3兆1,304億円	3兆9,554億円	7兆 858億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆1,540億円であり、前年度に比し、1,336億円(0.7%)減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や保健所の恒常的な人員体制強化、児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、2,792人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費(退職手当を除く)

給与費(退職手当を除く。以下同じ。)の総額は18兆6,763億円であり、前年度に比し、728億円(0.4%)減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆5,611億円となり、前年度に比し、323億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の給与費は2兆3,650億円であり、前年度に比し、15億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,505億円であり、前年度に比し、9億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆4,997億円であり、前年度に比し、411億円減少している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆4,724億円であり、前年度に比し、599億円(3.9%)減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は53億円であり、前年度に比し、9億円(14.5%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	令和2年度 計画人員	増 減 数	令和3年度 計画人員
1 義務教育教職員	688,174	946	689,120
(1) 小学校教職員	409,252	△ 1,794	407,458
(2) 中学校教職員	231,278	2,014	233,292
(3) 特別支援学校教職員	47,644	726	48,370
2 非義務教育教員	225,582	△ 4,373	221,209
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	204,936	△ 3,401	201,535
(2) 大学教員	927	△ 136	791
(3) 幼稚園教員	19,719	△ 836	18,883
3 警察官	254,739	△ 250	254,489
4 消防職員	160,827	500	161,327
5 一般職員	977,495	5,969	983,464
(1) 高校事務職員等	32,580	△ 48	32,532
(2) 警察事務職員	24,700	0	24,700
(3) その他一般職員	917,427	6,068	923,495
(4) 補助職員等	2,788	△ 51	2,737
合 計	2,306,817	2,792	2,309,609

(注) 「5 一般職員 (3) その他一般職員」の増減数には、保健所の恒常的な人員体制強化による保健師の増 (450人)、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増 (920人) 及び民間委託等の推進による減 (△623人) を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、40兆8,824億円であり、前年度に比し、5,107億円 (1.3%) 増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、22兆9,416億円であり、前年度に比し、2,290億円 (1.0%) 増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)											
	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)－(B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
(内閣府所管)												
都道府県警察費補助金	33,646	27,147	60,793	34,089	27,590	61,679	△	443	△	443	△	886
子どものための教育・保育給付交付金	1,393,168	1,162,571	2,555,739	1,337,862	1,137,866	2,475,728	55,306	24,705	80,011			
児童手当等交付金	1,294,923	562,957	1,857,880	1,326,160	574,808	1,900,968	△	31,237	△	11,851	△	43,088
地方創生推進交付金	55,223	53,390	108,613	57,223	55,098	112,321	△	2,000	△	1,708	△	3,708
その他の	425,780	492,836	918,616	412,974	471,990	884,964	12,806	20,846	33,652			
内閣府計	3,202,740	2,298,901	5,501,641	3,168,308	2,267,352	5,435,660	34,432	31,549	65,981			
(総務省所管)												
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,986	4,986	9,972	4,986	4,986	9,972	0	0	0			
個人番号カード交付事務費補助金	59,262	-	59,262	60,985	-	60,985	△	1,723	-	△	1,723	
その他の	98,245	11,244	109,489	186,263	2,353	188,616	△	88,018	8,891	△	79,127	
総務省計	162,493	16,230	178,723	252,234	7,339	259,573	△	89,741	8,891	△	80,850	
(法務省所管)												
人権啓発活動等委託費等	5,178	1,100	6,278	7,442	1,200	8,642	△	2,264	△	100	△	2,364
(文部科学省所管)												
特別支援教育就学奨励費負担金	5,518	5,518	11,036	6,086	6,086	12,172	△	568	△	568	△	1,136
私立高等学校等経常費助成費補助金	98,131	-	98,131	98,724	-	98,724	△	593	-	△	593	
高等学校等就学支援金交付金	220,481	-	220,481	217,546	-	217,546	2,935	-	2,935			
その他の	90,987	117,510	208,497	83,924	103,733	187,657	7,063	13,777	20,840			
文部科学省計	415,117	123,028	538,145	406,280	109,819	516,099	8,837	13,209	22,046			
(厚生労働省所管)												
保健事業費等補助金	37,152	34,135	71,287	36,956	32,540	69,496	196	1,595	1,791			
結核医療費負担金	3,337	1,347	4,684	3,436	1,381	4,817	△	99	△	34	△	133
精神保健費等負担金	8,125	3,835	11,960	7,644	3,596	11,240	481	239	720			
生活扶助費等負担金	1,330,777	443,508	1,774,285	1,329,794	443,184	1,772,978	983	324	1,307			
医療扶助費等負担金	1,453,326	484,442	1,937,768	1,454,916	484,972	1,939,888	△	1,590	△	530	△	2,120
介護扶助費等負担金	79,184	26,395	105,579	77,361	25,787	103,148	1,823	608	2,431			
身体障害者保護費負担金	2,191	2,191	4,382	2,195	2,195	4,390	△	4	△	4	△	8
障害者自立支援給付費等負担金	1,564,314	1,564,314	3,128,628	1,512,407	1,512,407	3,024,814	51,907	51,907	103,814			
後期高齢者医療給付費等負担金	6,387	2,712,258	2,718,645	6,426	2,726,334	2,732,760	△	39	△	14,076	△	14,115
介護給付費等負担金	-	3,248,969	3,248,969	-	3,137,929	3,137,929	-	111,040	111,040			
在宅福祉事業費補助金	2,672	4,835	7,507	2,672	4,835	7,507	0	0	0			
児童保護費等負担金	135,977	135,977	271,954	136,060	136,060	272,120	△	83	△	83	△	166
児童扶養手当給付費負担金	157,583	315,166	472,749	159,870	319,740	479,610	△	2,287	△	4,574	△	6,861
保険基盤安定等負担金	134,475	223,628	358,103	134,958	223,141	358,099	△	483	487	4		
職業転換訓練費負担金	1,174	1,174	2,348	1,176	1,176	2,352	△	2	△	2	△	4
その他の	1,184,472	1,043,342	2,227,814	1,162,795	1,011,169	2,173,964	21,677	32,173	53,850			
厚生労働省計	6,101,146	10,245,516	16,346,662	6,028,666	10,066,446	16,095,112	72,480	179,070	251,550			

区 分	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
(農林水産省所管)									
家畜伝染病予防費負担金	3,594	2,322	5,916	4,184	3,133	7,317	△ 590	△ 811	△ 1,401
日本型直接支払交付金	75,310	76,882	152,192	76,882	76,940	153,822	△ 1,572	△ 58	△ 1,630
その他の	52,169	5,734	57,903	51,198	3,853	55,051	971	1,881	2,852
農林水産省計	131,073	84,938	216,011	132,264	83,926	216,190	△ 1,191	1,012	△ 179
(経済産業省所管)									
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	12,334	-	12,334	4,000	-	4,000	8,334	-	8,334
その他の	14,512	2,150	16,662	15,899	2,326	18,225	△ 1,387	△ 176	△ 1,563
経済産業省計	26,846	2,150	28,996	19,899	2,326	22,225	6,947	△ 176	6,771
(国土交通省所管)									
地籍調査費負担金	5,060	5,060	10,120	6,407	6,407	12,814	△ 1,347	△ 1,347	△ 2,694
その他の	15,499	13,613	29,112	17,284	15,609	32,893	△ 1,785	△ 1,996	△ 3,781
国土交通省計	20,559	18,673	39,232	23,691	22,016	45,707	△ 3,132	△ 3,343	△ 6,475
(環境省所管)									
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	63,403	44,655	108,058	82,441	54,758	137,199	△ 19,038	△ 10,103	△ 29,141
(防衛省所管)									
募集事務地方公共団体委託費等	156	-	156	152	-	152	4	-	4

合 計	10,128,711	12,835,191	22,963,902	10,121,377	12,615,182	22,736,559	7,334	220,009	227,343
補助職員等の組替えによる減	△ 22,322	-	△ 22,322	△ 23,958	-	△ 23,958	1,636	-	1,636
再 計	10,106,389	12,835,191	22,941,580	10,097,419	12,615,182	22,712,601	8,970	220,009	228,979

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆8,296億円であり、前年度に比し、786億円(0.5%)増加している。

社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,410億円、都道府県繰入金6,277億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,225億円を合算した1兆4,912億円であり、前年度に比し、31億円（0.2%）増加している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 地域社会再生事業費

地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、前年度同額の4,200億円を計上している。

(6) 地域デジタル社会推進費

地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金を活用して、デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、2,000億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、11兆7,799億円（元金償還金10兆6,788億円、利払費1兆1,011億円）であり、前年度に比し、820億円（0.7%）増加している。なお、猶予特例債の元利償還金を除いた地方債の元利償還金は、11兆5,654億円（元金償還金10兆4,643億円、利払費1兆1,011億円）であり、前年度に比し、1,325億円（1.1%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

令和3年度償還金(A)			令和2年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元	金	計	元	金	計	元	金	計
106,788	11,011	117,799	105,449	11,530	116,979	1,339	△ 519	820

(参考表) 地方債見込現在高

(単位 億円)

令和2年度 末現在高 (A)	令和3年度		令和3年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,450,032	112,415	105,783	1,456,664	6,632

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆4,694億円であり、前年度に比し、225億円(1.6%)増加している。
このうち、緊急浚渫推進事業費として1,100億円を計上している

5 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆9,273億円であり、前年度に比し、8,341億円(6.5%)減少している。
なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは6兆2,137億円を計上しており、前年度に比し、1,000億円(1.6%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,725億円であり、前年度に比し、700億円(10.9%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,411億円であり、前年度に比し、8,641億円(14.4%)減少している。このうち、普通建設事業費は、5兆1,053億円で、前年度に比し、8,625億円(14.5%)減少しており、災害復旧事業費は、358億円で、前年度に比し、16億円(4.3%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	令和3年度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	581,177	130,303	17,135	728,615
河 川	328,057	65,278	-	393,335
砂 防	72,150	27,050	-	99,200
夕 ム	180,970	37,975	17,135	236,080
2 治 山	8,103	3,249	-	11,352
3 海 岸	18,267	6,623	-	24,890
農 林	2,063	822	-	2,885
運 輸	7,016	2,536	-	9,552
建 設	9,188	3,265	-	12,453
4 道 路 整 備	1,297,785	301,668	-	1,599,453
5 港 湾	111,900	58,905	280	171,085
6 空 港	121,479	11,199	-	132,678
7 都 市 環 境	19,585	1,178	-	20,763
8 農 業 農 村 整 備	132,465	23,225	-	155,690
9 森 林 水 産 基 盤	11,534	4,208	-	15,742
10 災 害 関 連	4,968	1,906	-	6,874
11 災 害 復 旧	17,002	7,486	69	24,557
河 川 等	12,728	6,219	69	19,016
港 湾 等	504	206	-	710
道 路 等	1,974	960	-	2,934
山 林 施 設 等	1,796	101	-	1,897
12 推 進 費 等	17,411	6,811	-	24,222
計 (a)	2,341,676	556,761	17,484	2,915,921
既往年度における農業農村整備負担金等	-	15,698	-	15,698
総 計 (計画計上分)	2,341,676	572,459	17,484	2,931,619

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 3,354	8,120	3,022	7,788
(a) + (b)	2,338,322	564,881	20,506	2,923,709

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

令和2年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
707,187	164,008	20,107	891,302	△ 126,010	△ 33,705	△ 2,972	△ 162,687
427,380	92,811	-	520,191	△ 99,323	△ 27,533	-	△ 126,856
87,292	33,115	-	120,407	△ 15,142	△ 6,065	-	△ 21,207
192,515	38,082	20,107	250,704	△ 11,545	△ 107	△ 2,972	△ 14,624
11,138	4,570	-	15,708	△ 3,035	△ 1,321	-	△ 4,356
22,618	8,396	-	31,014	△ 4,351	△ 1,773	-	△ 6,124
2,337	956	-	3,293	△ 274	△ 134	-	△ 408
8,969	3,215	-	12,184	△ 1,953	△ 679	-	△ 2,632
11,312	4,225	-	15,537	△ 2,124	△ 960	-	△ 3,084
1,417,439	306,838	-	1,724,277	△ 119,654	△ 5,170	-	△ 124,824
140,621	72,993	200	213,814	△ 28,721	△ 14,088	80	△ 42,729
178,797	12,846	-	191,643	△ 57,318	△ 1,647	-	△ 58,965
19,598	1,467	-	21,065	△ 13	△ 289	-	△ 302
139,957	27,573	-	167,530	△ 7,492	△ 4,348	-	△ 11,840
12,646	4,375	-	17,021	△ 1,112	△ 167	-	△ 1,279
4,243	1,637	-	5,880	725	269	-	994
17,615	8,224	33	25,872	△ 613	△ 738	36	△ 1,315
11,588	5,649	33	17,270	1,140	570	36	1,746
293	132	-	425	211	74	-	285
4,574	2,260	-	6,834	△ 2,600	△ 1,300	-	△ 3,900
1,160	183	-	1,343	636	82	-	554
18,772	6,371	-	25,143	△ 1,361	440	-	△ 921
2,690,631	619,298	20,340	3,330,269	△ 348,955	△ 62,537	△ 2,856	△ 414,348
-	23,192	-	23,192	-	△ 7,494	-	△ 7,494
2,690,631	642,490	20,340	3,353,461	△ 348,955	△ 70,031	△ 2,856	△ 421,842

△ 3,328	8,316	3,070	8,058	△ 26	△ 196	△ 48	△ 270
2,687,303	627,614	23,410	3,338,327	△ 348,981	△ 62,733	△ 2,904	△ 414,618

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	121,708	124,397	246,105	157,287	159,825	317,112△	35,579△	35,428△	71,007
(2) 道路整備	385,637	310,622	696,259	395,225	316,907	712,132△	9,588△	6,285△	15,873
(3) 港湾空港鉄道等	20,150	88,063	108,213	18,674	66,771	85,445	1,476	21,292	22,768
(4) 住宅都市環境	204,207	211,257	415,464	181,040	184,619	365,659	23,167	26,638	49,805
(5) 生活環境施設整備	39,598	67,926	107,524	45,432	79,003	124,435△	5,834△	11,077△	16,911
(6) 農林水産基盤整備	295,320	220,480	515,800	340,293	269,837	610,130△	44,973△	49,357△	94,330
(7) 社会資本総合整備	1,036,917	1,166,739	2,203,656	1,299,355	1,422,312	2,721,667△	262,438△	255,573△	518,011
(8) 推進費等	44,805	43,619	88,424	41,453	40,906	82,359	3,352	2,713	6,065
(9) 災害関連	11,440	9,608	21,048	9,387	7,632	17,019	2,053	1,976	4,029
小計	2,159,782	2,242,711	4,402,493	2,488,146	2,547,812	5,035,958△	328,364△	305,101△	633,465
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	39,066	△ 39,066	-	37,741	△ 37,741	-	1,325△	1,325	-
計 (a)	2,198,848	2,203,645	4,402,493	2,525,887	2,510,071	5,035,958△	327,039△	306,426△	633,465

(注) 推進費等の令和3年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等32,251百万円、地方負担額30,401百万円)を含む。

区 分	(単位 百万円)								
	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	90,771	87,397	178,168	139,201	174,713	313,914△	48,430△	87,316△	135,746
(2) 厚生労働施設	93,721	45,525	139,246	147,480	74,798	222,278△	53,759△	29,273△	83,032
(3) 小笠原諸島振興開発事業	909	617	1,526	914	804	1,718△	5△	187△	192
(4) 防衛施設運営等関連施設	56,782	23,484	80,266	57,005	22,885	79,890△	223	599	376
(5) 都道府県警察施設	24,537	24,534	49,071	26,852	26,852	53,704△	2,315△	2,318△	4,633
(6) 消防施設等	1,372	1,715	3,087	1,353	1,919	3,272	19△	204△	185
(7) 過疎地域集落整備事業	184	236	420	150	210	360	34	26	60
(8) 防災集団移転促進事業等	45	23	68	45	23	68	0	0	0
(9) 農村振興対策事業	55,432	32,317	87,749	55,723	31,578	87,301△	291	739	448
(10) その他	121,248	41,951	163,199	126,388	42,923	169,311△	5,140△	972△	6,112
小計	445,001	257,799	702,800	555,111	376,705	931,816△	110,110△	118,906△	229,016
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	4	△ 4	-	27	△ 27	-△	23	23	-
計 (b)	445,005	257,795	702,800	555,138	376,678	931,816△	110,133△	118,883△	229,016
合計(a)+(b) (c)	2,643,853	2,461,440	5,105,293	3,081,025	2,886,749	5,967,774△	437,172△	425,309△	862,481

区 分	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	26,729	8,322	35,051	27,112	9,546	36,658	△ 383	△ 1,224	△ 1,607
(2) 文教施設	511	257	768	523	263	786	△ 12	△ 6	18
計 (d)	27,240	8,579	35,819	27,635	9,809	37,444	△ 395	△ 1,230	△ 1,625
総計 (c) + (d)	2,671,093	2,470,019	5,141,112	3,108,660	2,896,558	6,005,218	△ 437,567	△ 426,539	△ 864,106

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆7,633億円を計上しており、前年度に比し、311億円（1.1%）減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,247億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

令和2年発生災害及び現年発生災害に係る令和3年度における復旧事業費として386億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆4,504億円を計上しており、前年度に比し、1,311億円（3.9%）増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆1,400億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として934億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として4,800億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として4,000億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆4,430億円であり、前年度に比し、512億円（2.1%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆4,718億円であり、前年度に比し、420億円（2.8%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆843億円であり、前年度に比し、222億円（2.0%）減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	277	305	△	28
2	交	通	事業	193	205	△	12
3	病	院	事業	4,898	4,848		50
4	下	水	道事業	4,528	4,756	△	228
5	そ	の	他の事業	947	951	△	4
	合	計		10,843	11,065	△	222

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,587億円であり、前年度に比し、290億円（2.1%）減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	858	844		14
2	交	通	事業	376	410	△	34
3	病	院	事業	2,713	2,777	△	64
4	下	水	道事業	9,336	9,541	△	205
5	そ	の	他の事業	304	305	△	1
	合	計		13,587	13,877	△	290

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、5,300億円(31.5%)の減少を見込み、1兆1,500億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、34兆1,627億円であり、前年度に比し、6,201億円(1.8%)減少している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で29兆216億円(前年度比2,440億円、0.8%増)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆1,053億円(前年度比8,625億円、14.5%減)、災害復旧事業費で358億円(前年度比16億円、4.3%減)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	3,202,740	2,298,901	5,501,641	3,168,308	2,267,352	5,435,660	34,432	31,549	65,981
2 総務省所管	162,493	16,230	178,723	252,234	7,339	259,573	△ 89,741	8,891	△ 80,850
3 法務省所管	5,178	1,100	6,278	7,442	1,200	8,642	△ 2,264	△ 100	△ 2,364
4 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 文部科学省所管	415,117	123,028	538,145	406,280	109,819	516,099	8,837	13,209	22,046
7 厚生労働省所管	6,101,146	10,245,516	16,346,662	6,028,666	10,066,446	16,095,112	72,480	179,070	251,550
8 農林水産省所管	131,073	84,938	216,011	132,264	83,926	216,190	△ 1,191	1,012	△ 179
9 経済産業省所管	26,846	2,150	28,996	19,899	2,326	22,225	6,947	△ 176	6,771
10 国土交通省所管	20,559	18,673	39,232	23,691	22,016	45,707	△ 3,132	△ 3,343	△ 6,475
11 環境省所管	63,403	44,655	108,058	82,441	54,758	137,199	△ 19,038	△ 10,103	△ 29,141
12 防衛省所管	156	-	156	152	-	152	4	-	4
小計(1~12)	10,128,711	12,835,191	22,963,902	10,121,377	12,615,182	22,736,559	7,334	220,009	227,343
13 義務教育職員給与費	1,516,381	4,541,347	6,057,728	1,522,141	4,518,883	6,041,024	△ 5,760	22,464	16,704
計(1~13)	11,645,092	17,376,538	29,021,630	11,643,518	17,134,065	28,777,583	1,574	242,473	244,047
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	2,643,853	2,461,440	5,105,293	3,081,025	2,886,749	5,967,774	△ 437,172	△ 425,309	△ 862,481
2 災害復旧	27,240	8,579	35,819	27,635	9,809	37,444	△ 395	△ 1,230	△ 1,625
計(1~2)	2,671,093	2,470,019	5,141,112	3,108,660	2,896,558	6,005,218	△ 437,567	△ 426,539	△ 864,106
総計(A+B)	14,316,185	19,846,557	34,162,742	14,752,178	20,030,623	34,782,801	△ 435,993	△ 184,066	△ 620,059

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	10,463,283	14,969,281	25,432,564
地方財政法第10条の2関係経費	1,108,782	894,129	2,002,911
地方財政法第10条の3関係経費	30,435	11,360	41,796
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総 計	11,602,501	15,874,771	27,477,272

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,516,381	3,032,762	4,549,143
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	48,069	44,386	92,455
4	生活保護に要する経費	2,863,287	954,345	3,817,632
5	感染症の予防に要する経費	6,359	4,297	10,657
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,550	1,189	2,739
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	143,056	139,149	282,205
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	559,106	559,106	1,118,212
10	婦人相談所に要する経費	956	956	1,911
11	知的障害者の援護に要する経費	869,227	869,227	1,738,454
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,387	2,712,258	2,718,645
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,439,604	3,439,604
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	546,183	546,183	1,092,366
15	児童手当に要する経費	1,294,923	562,957	1,857,880
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	128,707	240,670	369,377
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,255	315	1,570
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	39,874	13,291	53,165
19	児童扶養手当に要する経費	157,583	315,166	472,749
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,866	2,770	5,636
21	家畜伝染病予防に要する経費	3,594	2,322	5,916

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	147	147	293
23	森林病虫害等の防除に要する経費	493	480	973
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	10,700	10,700	21,400
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	5,518	5,518	11,036
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	6,538	6,552	13,090
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	120	-	120
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	414,125	-	414,125
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時的医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	50	50	100
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	140,021	60,261	200,282
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	115,187	115,187	230,374
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に要する経費（地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）	1,523,006	1,291,771	2,814,776
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	30,514	10,171	40,685
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費	27,490	27,490	54,981
	計	10,463,283	14,969,281	25,432,564
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,108,782	894,129	2,002,911
	計	1,108,782	894,129	2,002,911
10の3	1 災害救助事業に要する経費	3,239	3,239	6,477
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	27,057	7,982	35,039
	計	30,435	11,360	41,796
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、3,328億円であり、前年度に比し、5,656億円（63.0%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
II	一般財源充当分	2	86	△ 84	△ 97.7
III	国庫支出金	1,913	5,065	△ 3,152	△ 62.2
IV	地方債	8	15	△ 7	△ 46.7
V	雑収入	79	76	3	3.9
	歳入合計	3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		令和3年度		令和2年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	1,326	39.8	3,742	41.6
2	一般財源充当分	2	0.1	86	1.0
3	国庫支出金	1,913	57.5	5,065	56.4
4	地方債	8	0.2	15	0.2
5	雑収入	79	2.4	76	0.8
	歳入合計	3,328	100.0	8,984	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、1,326億円であり、前年度に比し、2,416億円（64.6%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)－(B)	対前年度 最終 (A)－(C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	132,539	339,816	-	339,816	△ 207,277	△ 207,277
前年度からの年度 調 整 分(b)	-	31,900	-	31,900	△ 31,900	△ 31,900
返 還 金(c)	88	2,533	-	2,533	△ 2,445	△ 2,445
合 計 (a)～(c)	132,627	374,249	-	374,249	△ 241,622	△ 241,622

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、2億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,913億円であり、前年度に比し、3,152億円(62.2%)減少している。国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 災害救助費等負担金	1,996	5,076	△ 3,080
2 河川等災害復旧事業費補助	7,433	52,445	△ 45,012
3 社会資本整備総合交付金	7,650	119,782	△ 112,132
4 災害公営住宅等家賃対策補助	20,871	-	20,871
5 循環型社会形成推進交付金	660	29,454	△ 28,794
6 東日本大震災復興交付金	-	9,328	△ 9,328
7 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	6,131	10,636	△ 4,505
8 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	6,428	14,036	△ 7,608
9 福島再生加速化交付金	72,070	79,115	△ 7,045
10 その他	68,079	186,656	△ 118,577
合 計	191,318	506,528	△ 315,210

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、8億円であり、前年度に比し、7億円（46.7%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債	8	15	△ 7
1	公営住宅建設事業	7	14	△ 7
2	一般単独事業	1	1	0
	一 般	1	1	0
	合 計	8	15	△ 7

(2) 地方債計画

令和3年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 令和3年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	7	14	△ 7
2	災害復旧事業	2	7	△ 5
3	一般単独事業	1	1	0
二	公営企業債			
1	水道事業	1	1	0
2	下水道事業	-	1	△ 1
三	国の予算等貸付金債	(1)	(2)	(△ 1)
	総 計	11	24	△ 13
		(1)	(2)	(△ 1)
内訳	普通会計分	8	15	△ 7
	公営企業会計等分	3	9	△ 6

資	金	区	分				
	公		的	資	金		
	財	政	融	資	資	金	
		地	方	公	共	団	体
				金	融	機	構
				資	金		
				(国	の	予
				算	等	貸	付
				金)	(△
					1)	(△
						1)	

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を79億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、3,328億円であり、前年度に比し、5,656億円（63.0%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和3年度		令和2年度		増減率	
	金額	増減額	金額	増減額	(%)	(%)
I 給与関係経費	65	△6	71	△6	△	8.5
II 一般行政経費	1,686	△62	1,748	△62	△	3.5
1 国庫補助負担金等を伴うもの	1,003	△101	1,104	△101	△	9.1
2 国庫補助負担金を伴わないもの	683	39	644	39	△	6.1
III 公債費	79	4	75	4	△	5.3
IV 投資的経費	1,497	△5,578	7,075	△5,578	△	78.8
1 直轄事業負担金	0	△497	497	△497	△	100.0
2 公共事業費	1,410	△5,034	6,444	△5,034	△	78.1
3 一般事業費	87	△47	134	△47	△	35.1
V 公営企業繰出金	1	△14	15	△14	△	93.3
歳出合計	3,328	△5,656	8,984	△5,656	△	63.0

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△6	△5	III 公債費	4	4
1 職員数による増減	△6	△5	VI 投資的経費	△5,578	△2,480
2 その他	0	0	1 直轄事業負担金	△497	△497
II 一般行政経費	△62	△7	2 公共事業費	△5,034	△1,937
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△101	△46	3 一般事業費	△47	△47
2 国庫補助負担金を伴わないもの	39	39	V 公営企業繰出金	△14	△14
			歳出増減額の合計	△5,656	△2,503

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	65	2.0	71	0.8
2 一 般 行 政 経 費	1,686	50.6	1,748	19.5
3 公 債 費	79	2.4	75	0.8
4 投 資 的 経 費	1,497	45.0	7,075	78.7
5 公 営 企 業 繰 出 金	1	0.0	15	0.2
歳 出 合 計	3,328	100.0	8,984	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、65億円であり、前年度に比し、6億円(8.5%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度に比し42人減員の669人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、55億円を計上しており、前年度に比し、4億円減少している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し26人減員の111人を見込むことにより、9億円となり、前年度に比し、2億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,686億円であり、前年度に比し、62億円(3.5%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、1,003億円であり、前年度に比し、101億円(9.1%)減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	6,131	-	6,131	10,636	-	10,636	△ 4,505	-	△ 4,505
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	6,428	3,214	9,642	14,036	6,868	20,904	△ 7,608	△ 3,654	△ 11,262
災害救助費等負担金	1,996	1,996	3,992	5,076	4,715	9,791	△ 3,080	△ 2,719	△ 5,799
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	7,562	1,326	8,888	9,714	1,914	11,628	△ 2,152	△ 588	△ 2,740
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	-	-	-	664	-	664	△ 664	-	△ 664
災害公営住宅等家賃対策補助	20,871	3,832	24,703	-	-	-	20,871	3,832	24,703
その他の	44,943	1,986	46,929	53,297	3,501	56,798	△ 8,354	△ 1,515	△ 9,869
合 計	87,931	12,354	100,285	93,423	16,998	110,421	△ 5,492	△ 4,644	△ 10,136

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、683億円であり、前年度に比し、39億円（6.1%）増加している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分110億円、条例減免分29億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分313億円を合算した452億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等231億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、79億円（元金償還金73億円、利払費6億円）であり、前年度に比し、4億円（5.3%）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
令和3年度償還金(A)			令和2年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
73	6	79	66	9	75	7	△ 3	4

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1,497億円であり、前年度に比し、5,578億円（78.8%）減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は4百万円であり、前年度に比し、497億円（100.0%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,410億円であり、前年度に比し、5,034億円（78.1%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、87億円を計上しており、前年度に比し、47億円（35.1%）減少している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

区 分	(単位 百万円)											
	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)－(B)					
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計			
負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額					
河 川 改 修 費	-	-	-	838	419	1,257	△	838	△	419	△	1,257
地 域 連 携 道 路 事 業 費	-	-	-	118,929	44,933	163,862	△	118,929	△	44,933	△	163,862
港 湾 改 修 費	-	-	-	5,692	4,045	9,737	△	5,692	△	4,045	△	9,737
河 川 等 災 害 復 旧 費	-	-	-	3,784	117	3,901	△	3,784	△	117	△	3,901
農 業 用 施 設 災 害 復 旧 費	1,072	4	1,076	2,603	5	2,608	△	1,531	△	1	△	1,532
そ の 他	-	-	-	2,893	157	3,050	△	2,893	△	157	△	3,050
合 計	1,072	4	1,076	134,739	49,676	184,415	△	133,667	△	49,672	△	183,339

第12表 公 共 事 業 費 の 内 訳

区 分	(単位 百万円)											
	令和3年度(A)			令和2年度(B)			増減額(A)－(B)					
	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計	国 庫	地 方	計			
補助負	負担額		補助負	負担額		補助負	負担額					
担額等			担額等			担額等						
循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	660	1,320	1,980	29,454	50,292	79,746	△	28,794	△	48,972	△	77,766
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	7,650	4,606	12,256	119,782	98,694	218,476	△	112,132	△	94,088	△	206,220
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金	-	-	-	9,328	2,491	11,819	△	9,328	△	2,491	△	11,819
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助	7,433	1,499	8,932	52,445	2,351	54,796	△	45,012	△	852	△	45,864
福 島 再 生 加 速 化 交 付 金	72,070	22,374	94,444	79,115	23,889	103,004	△	7,045	△	1,515	△	8,560
そ の 他	14,066	9,341	23,407	121,374	55,165	176,539	△	107,308	△	45,824	△	153,132
合 計	101,879	39,140	141,019	411,498	232,882	644,380	△	309,619	△	193,742	△	503,361

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、1億円であり、前年度に比し、14億円（93.3%）減少している。
事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区 分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	(単位 億円)	
				増減額(A)－(B)	
1	水道事業	1	9	△	8
2	下水道事業	0	6	△	6
	合 計	1	15	△	14

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、2,468億円であり、前年度に比し、5,131億円（67.5%）減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	令和3年度(A)			令和2年度(B)			(単位 百万円)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金	1,996	1,996	3,992	5,076	4,715	9,791	△ 3,080	△ 2,719	△ 5,799
河川等災害復旧事業費補助	7,433	1,499	8,932	52,445	2,351	54,796	△ 45,012	△ 852	△ 45,864
社会資本整備総合交付金	7,650	4,606	12,256	119,782	98,694	218,476	△ 112,132	△ 94,088	△ 206,220
循環型社会形成推進交付金	660	1,320	1,980	29,454	50,292	79,746	△ 28,794	△ 48,972	△ 77,766
東日本大震災復興交付金	-	-	-	9,328	2,491	11,819	△ 9,328	△ 2,491	△ 11,819
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	6,131	-	6,131	10,636	-	10,636	△ 4,505	-	△ 4,505
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	6,428	3,214	9,642	14,036	6,868	20,904	△ 7,608	△ 3,654	△ 11,262
福島再生加速化交付金	72,070	22,374	94,444	79,115	23,889	103,004	△ 7,045	△ 1,515	△ 8,560
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	-	-	-	664	-	664	△ 664	-	△ 664
災害公営住宅等家賃対策補助	20,871	3,832	24,703	-	-	-	20,871	3,832	24,703
そ の 他	68,079	16,660	84,739	185,992	64,042	250,034	△ 117,913	△ 47,382	△ 165,295
合 計	191,318	55,501	246,819	506,528	253,342	759,870	△ 315,210	△ 197,841	△ 513,051

第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	23,909	7,342	31,251
地方財政法第10条の2	関係経費	11,853	5,614	17,467
地方財政法第10条の3	関係経費	13,217	3,637	16,854
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	48,979	16,593	65,572

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,508	3,016	4,524
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	-	-	-
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	22,353	4,326	26,679
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	48	-	48
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費	-	-	-
	計	23,909	7,342	31,251
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	11,853	5,614	17,467
	計	11,853	5,614	17,467
10の3	1 災害救助事業に要する経費	1,996	1,996	3,992
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	73	73	146
	3～9 災害復旧事業に要する経費	11,148	1,568	12,715
	計	13,217	3,637	16,854
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1,090億円であり、前年度に比し、2億円(0.2%)減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
I	地方税	744	756	△ 12	△ 1.6
II	一般財源充当分	345	335	10	3.0
III	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2

第17表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和3年度		令和2年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	744	68.3	756	69.2
2	一般財源充当分	345	31.6	335	30.7
3	雑収入	1	0.1	1	0.1
	歳入合計	1,090	100.0	1,092	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~令和5年度)による収入見込額は、744億円であり、前年度と比し、12億円(1.6%)減少している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、345億円であり、前年度に比し、10億円（3.0%）増加している。

なお、令和3年度までの一般財源充当分の累計額は2,726億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1,090億円であり、前年度に比し、2億円（0.2%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分		(単位 億円)			
		令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	公債費	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
	歳出合計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2

第19表 歳出の増減事由

増減事由	(単位 億円)	
	金額	
	総額	地方費
I 公債費	△ 2	△ 2
歳出増減額の合計	△ 2	△ 2

第20表 歳出の構成比

区 分		(単位 億円)			
		令和3年度		令和2年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	公債費	1,090	100.0	1,092	100.0
	歳出合計	1,090	100.0	1,092	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、1,090億円であり、前年度に比し、2億円(0.2%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

令和3年度償還金(A)			令和2年度償還金(B)			(単位 億円)			
元	金	計	元	金	計	増	減	額	(A) - (B)
						元	金	利	子
1,068		1,090	1,065		1,092	3	△	5	△
	22			27					2